

監発第56号
令和2年2月12日

酒田市長 丸山至様

酒田市監査委員 加藤 裕



酒田市監査委員 高橋千代夫



定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知くださるようお願いします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
地域創生部 商工港湾課	11月30日	12月23日～ 2月10日	1月16日
地域創生部 交流観光課	11月30日	12月23日～ 2月10日	1月17日
地域創生部 地域共生課	11月30日	12月23日～ 2月10日	1月15日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
指摘事項	監査結果	
地域創生部 交流観光課		<p>温泉・宿泊施設である眺海の森さんさんについて、当年度の指定管理者監査で、平成31年1月から休館していることから、眺海の森観光施設等の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第21条で、眺海の森観光施設等の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、協議の上、包括協定を改定することができると規定している。酒田市は包括協定の第2条で、酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例第13条使用の許可、第14条使用の取り消し等、第17条使用料の徴収、第18条使用料の減免及び第19条使用料の返還などに係る管理業務を指定管理者に行わせることになっているものの、包括協定に定められた管理業務が長期間履行されていない。包括協定が実態に則していないのは不適正であると指摘したが、監査時点で包括協定は改定されていなかったことは誠に遺憾である。</p> <p>担当課は、現在の指定管理者による運営は難しく、複数の民間事業者が関心を示したもの運営には難色を示しているため、令和2年度も引き続き休館することを考えている。したがって、2年3か月の長期間にわたり休館することになるが、その間、包括協定と管理業務の実態が相違する状態を継続することは、包括協定違反となるので、管理業務の実態に合わせて包括協定を改定すること。</p>
地域創生部 交流観光課	注意事項	「八森温泉ゆりんこ」ほか2件の観光施設敷地内の行政財産目的外使用料31,500円について、財務規則上、納入通知日から15日以内の納期限を定め、納入通知書を発行する規定になっているが、納入通知をすべき平成31年4月1日から大幅に遅延して、令和元年11月13日に納付書が発行されていた。行政財産目的外使用料の類は、年度当初の定例的な業務であり、手順をルール化していれば事務の遅延は容易に防ぐことができるものである。歳入事務については、財務規則に則り適切な事務処理を行うこと。